

訪問看護ステーション流星

事業所運営規定

訪問看護ステーション流星
指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業運営規定

（事業の目的）

第1条

株式会社 c o m f o r t が設立する訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の円滑な運営指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保することを目的とする。

（指定訪問看護運営の方法）

第2条

- 1 事業者が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にあったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業にあたっては、利用者の所在する市長、居宅介護支援事業所、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者への情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（指定介護予防訪問看護運営の方針）

第3条

- 1 事業者が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るようにはいりよして、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の心身機能、環境状況を把握し、介護保険以外の代

替サービスを利用する等、効率性、柔軟性を考慮したうえで、利用者の意思及び人格を尊重しながら利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービスの提供に努めるものとする。

- 4 事業にあたっては、利用者の所在する市長、居宅介護支援事業者、居宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者への情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第4条

指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供にあたっては、ステーションは、主治医の訪問看護指示書に基づく適切な訪問看護の提供を行う。また事業所の看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称)

第5条

事業所を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション流星(事業所番号 2864890039)
- (2) 所在地 養父市大屋町加保 672-1

(従業員職種、人員数及び職務)

第6条

事業所における従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名（常勤）
管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）が行われるよう必要な管理及び従業員の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 看護職員 看護師又は准看護師 5名（管理者含む常勤3名、非常勤2名）
看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）計画に基づき指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）にあたる。
- (3) 看護補助者 ※必要に応じて雇用
看護補助者は、看護師職員と同行訪問し、看護師の指示のもと業務をサポート

する。

(営業日及び営業時間)

第7条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、8月13日から8月15日まで及び12月29日から翌年1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで。
- (3) サービス提供時間 午前9時から午後5時まで。
- (4) 上記営業日、営業時間のほか、訪問計画上必要な勤務及び当番で夜間の常時連絡体制をとる。

(訪問看護の内容)

第8条

事業所で行う指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切におこなうことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又は家族への説明、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目的、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載。

(サービスの例)

- ① 病態の観察
 - ② 在宅療養のお世話(清拭・洗髪・入浴介助・食事・排泄)
 - ③ 褥瘡予防・処置
 - ④ 医療機器の管理
 - ⑤ 在宅でのリハビリテーション
 - ⑥ ターミナルケア
 - ⑦ 認知症・精神疾患のケア
 - ⑧ カテーテルの管理
 - ⑨ 家族等への介護支援・相談
 - ⑩ 医師の指示による医療処置
- (2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)
 - (3) 訪問看護報告書の作成

(利用料)

第9条

- 1 基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。介護保険で居宅サービス計画に基づく訪問看護を利用する

場合は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

- 2 事業所は、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、次の通り利用者から受けるものとする。
 - (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置 20,000円(税抜)
 - (2) その他訪問看護提供における必要な物品がある場合
- 3 利用料の支払いを受けたときは、利用者又は家族に対し、利用料について記載した領書を交付する。
- 4 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し事前に文書で重要事項を説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条

通常の事業実施地域は、養父市の区域とする。

(衛生管理)

第11条

- 1 看護師の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に挙げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(WEB 会議も含む)をおおむね 年1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る
 - (2) 事業所における感染症の予防お延びまん延防止のための指針を整備する
 - (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応)

第12条

- 1 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送などの必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供により事故が発生した場

合は、市町、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第13条

- 1 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、提供した指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に関し、法第12条の規定により市が行う文書その物件の提出若しくは掲示を求める又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業は、提供した指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

【苦情受窓口】

受付時間 : 9:00~17:00
電話番号 : 079-669-0130
事業所名 : 訪問看護ステーション流星

（個人情報の保護）

第14条

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする。

（虐待防止の関する事項）

第15条

- 1 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待などの防止のための次の措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、周知徹底を図る。
 - (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。

(3) 虐待防止の為の指針を整備する。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報するものとする。

(業務継続計画の策定)

第16条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこととする。

(その他運営に関する留意事項)

第17条

- 1 事業者は、従事者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であったものに、従業者でなくなった後においてもこれからの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供をさせないものとする。
- 5 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、矢崎総業株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成24年10月1日から施行する。

平成27年4月1日 改定

平成30年4月1日 改定

令和3年4月1日 改定

令和6年6月1日 改定